

告 示

埼玉県告示第八百九十九号

測量計画機関である三郷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

基準点測量

三 作業地域

三郷市栄四丁目地内

四 作業期間

平成二十八年七月十五日から平成二十八年八月十九日まで